

○ 労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁・厚生労働省告示第七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

（注）平成三十年十月十二日公表の改正案適用後のもの。

改正後	改正前（注）
<p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇七十八 略」</p> <p>七十九 T L A C 規制対象会社 銀行法第十四条の二の規定に基づき銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第●●●号。以下「銀行 T L A C 告示」という。）第一条第八号に規定する国内処理対象銀行、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準であつて銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの（平成三十一年金融庁告示第●●●号。以下「銀行持株会社 T L A C 告示」という。）第一条第八号に規定する国内処理</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>「一〇七十八 同上」</p> <p>「号を加える。」</p>

対象銀行持株会社及び金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性の状況を表示する基準（平成三十二年金融庁告示第●●●号。以下「最終指定親会社TLAC告示」という。）第一条第八号に規定する国内処理対象最終指定親会社をいう。

八十 其他外部TLAC調達手段 銀行TLAC告示第四条第三項、銀行持株会社TLAC告示第四条第三項及び最終指定親会社TLAC告示第四条第三項に規定する其他外部TLAC調達手段をいう。

八十一 其他外部TLAC関連調達手段 その他外部TLAC調達手段、規制金融機関に適用される総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準と類似の基準において、その他外部TLAC調達手段に相当すると認められているもの、これらと発行体が同一かつ法的又は経済的に同順位であるもの並びに特例外部TLAC調達手段（いずれもTLAC除外債務及びこれに相当する債務を除く。）をいう。

八十二 TLAC除外債務 銀行TLAC告示第四条第四項、銀行持株会社TLAC告示第四条第四項及び最終指定親会社TLAC告示第四条第四項に規定する除外債務をいう。

八十三 特例外部TLAC調達手段 TLAC除外債務に相当する債務と法的又は経済的に同順位であって、その全部又は一部が本

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

邦以外の国又は地域の金融当局によってその他外部TLAC調達手段に相当すると認められるものをいう。

(自己資本の額)

第四条 「略」

2 「略」

3 第一項第一号の「普通出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。

「一〇三 略」

四 発行者（出資を受けた者を含む。以下この項及び次項において同じ。）が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待を生じさせておらず、かつ、当該期待を生じさせる内容が定められていないこと。

「五〇十四 略」

4 第一項第一号の「非累積的永久優先出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。

「一〇四 略」

五 償還を行う場合には、発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合）に発行者の任意による時に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

(自己資本の額)

第四条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一〇三 同上」

四 発行者（出資を受けた者を含む。以下この項及び次項において同じ。）が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。

「五〇十四 同上」

4 「同上」

「一〇四 同上」

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

<p>イ 「略」</p> <p>ロ 償還又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。</p> <p>ハ 「略」</p> <p>六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認について期待を生じさせる行為が行われていないこと。</p> <p>〔七〇十二 略〕</p> <p>5 「略」</p> <p>(自己資本の額)</p> <p>第十三条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項第一号の「普通出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。</p> <p>〔一〇三 略〕</p> <p>四 発行者（出資を受けた者を含む。以下この項及び次項において同じ。）が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待を生じさせておらず、かつ、当該期待を生じさせる内容が定められていないこと。</p> <p>〔五〇十四 略〕</p> <p>4 第一項第一号の「非累積的永久優先出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。</p>	<p>イ 「同上」</p> <p>ロ 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。</p> <p>ハ 「同上」</p> <p>六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。</p> <p>〔七〇十二 同上〕</p> <p>5 「同上」</p> <p>(自己資本の額)</p> <p>第十三条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>〔一〇三 同上〕</p> <p>四 発行者（出資を受けた者を含む。以下この項及び次項において同じ。）が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。</p> <p>〔五〇十四 同上〕</p> <p>4 「同上」</p>

「一〇四 略」

五 償還を行う場合には、発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合）に発行者の任意によるときに限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「略」

ロ 償還又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「略」

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認について期待を生じさせる行為が行われていないこと。

「七〇十二 略」

5 「略」

（他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャー）  
第四十七条の三 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等（連結自己資本比率を算出する場合にあつては第五条第四項に規定する他の金融機関等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第十四条第三項に規定する他の金融機関等（連結自己資本比率を算出する金庫にあつては、連結の範囲に含まれる者

「一〇四 同上」

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「同上」

ロ 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「同上」

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。

「七〇十二 同上」

5 「同上」

（他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャー）  
第四十七条の三 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等（連結自己資本比率を算出する場合にあつては第五条第四項に規定する他の金融機関等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第十四条第三項に規定する他の金融機関等（連結自己資本比率を算出する金庫にあつては、連結の範囲に含まれる者

を除く。)をいう。以下同じ。)の対象資本等調達手段(連結自己資本比率を算出する場合にあっては第五条第四項に規定する対象資本調達手段又はその他外部TLAC関連調達手段をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第十四条第三項に規定する対象資本調達手段又はその他外部TLAC関連調達手段をいう。次項及び第百五十四条の三において同じ。)のうち、対象普通出資等(連結自己資本比率を算出する場合にあっては第五条第五項に規定する対象普通出資等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第十四条第四項に規定する対象普通出資等をいう。次項及び第百五十四条の三において同じ。)及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

2 標準的手法採用金庫が労働金庫である場合にあつては、第二十七条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち労働金庫連合会の対象普通出資等であつて第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトについては、当該エクスポージャーの額の合計額のうち連合会向け出資に係る十パーセント基準額(連結自己資本比率を算出する場合にあっては第四条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第十三条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三

を除く。)をいう。次項及び第百五十四条の三において同じ。)の対象資本調達手段(連結自己資本比率を算出する場合にあっては第五条第四項に規定する対象資本調達手段をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第十四条第三項に規定する対象資本調達手段をいう。次項及び第百五十四条の三において同じ。)のうち、対象普通出資等(連結自己資本比率を算出する場合にあっては第五条第五項に規定する対象普通出資等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第十四条第四項に規定する対象普通出資等をいう。次項及び第百五十四条の三において同じ。)に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

2 標準的手法採用金庫が労働金庫である場合にあつては、第二十七条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち労働金庫連合会の対象普通出資等であつて第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトについては、当該エクスポージャーの額の合計額のうち連合会向け出資に係る十パーセント基準額(連結自己資本比率を算出する場合にあっては第四条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第十三条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三

号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。第百五十四条の三第二項において同じ。）に相当する部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、百パーセントとし、それ以外の部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

（その他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）

第四十七条の四の二 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段（特例外部TLAC調達手段にあつては、当該特例外部TLAC調達手段を発行する者（以下この項において「発行者」という。）の特例外部TLAC調達手段の額の合計額のうち当該発行者のその他外部TLAC調達手段に相当するものとして算入することが本邦以外の国又は地域の金融当局によって認められている額（以下この項において「算入上限額」という。）が当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額の合計額に占める割合（当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額の合計額が算入上限額に満たない場合は、一とする。）を、金庫又は連結子法人等が保有している当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額に乗じて得られた額に係る部分に限る。以下この条及び第百五十四条の四の二において同じ。）に関するエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

2 総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他

号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。第百五十四条の三第二項において同じ。）に相当する部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、百パーセントとし、それ以外の部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

「条を加える。」

の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段のうち、その他外部T L A C関連調達手段に係る五パーセント基準額（連結自己資本比率を算出する場合にあつては第二条の算式における自己資本の額に五パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第十一条の算式における自己資本の額に五パーセントを乗じて得た額をいう。第百五十四条の四の二第二項において同じ。）を上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、百五十パーセントとする。

（内部格付手法採用金庫における信用リスク・アセットの額の合計額）

第百二十六条 内部格付手法採用金庫の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。

一 内部格付手法採用金庫が内部格付手法により事業法人等向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャー、株式等エクスポージャー及び証券化エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料（第百四十九条第一項に規定するリース料をいう。）、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。）、第百四十一条第一項第二号に掲げるP D / G方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第百四十二条第十項の規定により算出される信用リスク・アセットの額並びに第百五十四条の二から第百五十

（内部格付手法採用金庫における信用リスク・アセットの額の合計額）

第百二十六条 「同上」

一 内部格付手法採用金庫が内部格付手法により事業法人等向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャー、株式等エクスポージャー及び証券化エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料（第百四十九条第一項に規定するリース料をいう。）、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。）、第百四十一条第一項第二号に掲げるP D / G方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第百四十二条第十項の規定により算出される信用リスク・アセットの額並びに第百五十四条の二から第百五十



四条の四の二までの規定により算出される信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びに第四百四十二条（第十項を除く。）の規定が適用されるエクスポージャー、その他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

〔二〇四 略〕

（重要な出資のエクスポージャー）

2 内部格付手法採用金庫が労働金庫である場合には、第二百二十五条の二 第二百二十七条から前条までの規定にかかわらず、対象出資のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

2 「略」

（他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャー）  
2 内部格付手法採用金庫が労働金庫である場合には、第二百二十五条の三 第二百二十七条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち、対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

四条の四までの規定により算出される信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びに第四百四十二条（第十項を除く。）の規定が適用されるエクスポージャー、その他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

〔二〇四 同上〕

（重要な出資のエクスポージャー）

2 内部格付手法採用金庫が労働金庫である場合には、第二百二十六条の二 第二百二十六条から前条までの規定にかかわらず、対象出資のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

2 「同上」

（他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）  
2 内部格付手法採用金庫が労働金庫である場合には、第二百二十五条の三 第二百二十六条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち、対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

2 内部格付手法採用金庫が労働金庫である場合には、第二百二十五条

十七条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち労働金庫連合会の対象普通出資等であつて第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額については、当該エクスポージャーの額の合計額のうち少数出資に係る十パーセント基準額に相当する部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

（特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）

第二百五十四条の四 第二百二十七条から前条までの規定にかかわらず、特定項目のうち第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

（その他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）

第二百五十四条の四の二 第二百二十七条から前条までの規定にかかわら

十六条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち労働金庫連合会の対象普通出資等であつて第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額については、当該エクスポージャーの額の合計額のうち少数出資に係る十パーセント基準額に相当する部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

（特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）

第二百五十四条の四 第二百二十六条から前条までの規定にかかわらず、特定項目のうち第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

「条を加える。」

ず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額(EAEをいう。)に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

2 総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に関するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額(EADをいう。)に百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。